

5. 奈良県建設リサイクルガイドライン

技	第	72	号				
平	成	14	年	7	月	16	日

奈良県建設リサイクルガイドライン

1. 目的

建設リサイクル推進計画2002の目標値を達成するためには、事業の初期の段階から、実施の各段階においてリサイクルの検討状況を把握・チェックすることにより、リサイクル原則化ルールの徹底など、公共工事発注者の責務の徹底を図ることが必要である。

このため、本ガイドラインでは、リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から施行段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項をとりまとめたものである。

2. 対象事業

- ・全ての設計業務
- ・契約額100万円以上の公共建設工事（補助・県単）

3. 実施事項

1) 体制の整備

目的の趣旨の達成に向けた対象事業を実施する機関（以下「対象機関」という。）の取り組みを支援するため、以下の会議等を設置する。

- (1) 奈良県市町村建設副産物連絡会議
- (2) 各土木ブロック会

2) リサイクル計画書等の取りまとめ

対象機関は、リサイクルの状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うため、以下のものを取りまとめる。

- (1) リサイクル計画書（別添1、別添2、別添3）

① 目的

建設副産物の発生・減量化・再資源化等の検討・調整状況を把握する。

② 作成時期及び作成者

- 1) 設計業務（概略設計、予備設計（建築工事では基本設計）、詳細設計（同実施設計））の実施時点（別添1、別添2）

・業務成果として、設計者（設計業務の受注者等）が作成する。（対象機関は、設計者に対し、リサイクル計画書の作成を指示する。）

- 2) 工事設計書（建築工事では工事積算書）の作成時点（別添3）

・対象機関の当該工事の積算担当課（者）が作成する。

- (2) リサイクル阻害要因説明書（別添4）

① 目的

建設副産物の再資源化・縮減率が目標値に達しない場合にその原因等を把握する。

② 作成時期及び作成者

1) 工事設計書の作成時点

- ・対象機関の積算担当課（者）が作成する。
- ・工事実施時の再資源化・縮減率が積算段階と比較して10%以上下がった場合には、工事完了段階において再度作成する。

※目標値；建設リサイクル推進計画2002の目標値を基本とする。

（コンクリート塊、アスファルト塊については、県ISO14001環境マネジメントシステムの環境目標とする。）

(3) 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）

① 目的

建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、リサイクルの実施状況を把握し、方策を検討する。

- 〔建設資材を搬入する場合；再生資源利用計画書・実施書（様式1）
建設副産物を搬出する場合；再生資源利用促進計画書・実施書（様式2）〕

② 作成時期及び作成者

1) 工事の着手時（計画書）及び完成時（実施書）

- ・対象機関から直接工事を請け負った建設工事事業者（元請業者）が作成する。

〔対象機関は、元請業者に対し、再生資源利用〔促進〕計画書（工事着手時）及び実施書（完成時）の提出及び保管を指示する。〕

- ・実施状況の報告は、様式1及び2によるものとし、建設リサイクル法第18条に基づく「発注者への報告等」を兼ねるものとする
- ・対象機関は、そのデータを「再生資源利用【促進】計画書（実施書）入力システム」（以下「入力システム」という）に入力する。

3) リサイクルの徹底に向けた検討・調整等

対象機関は、リサイクルのより一層の徹底に向け、以下の検討・調整を行う。

(1) 計画案（計画・設計方針）の策定時点

- ・リサイクル計画書を基に発生抑制・減量化、再生利用のより一層の徹底のための検討を行う。
- ・建設発生土等、工事間流用が可能なものについては、他機関も含めた調整を図る。
- ・検討・調整に際しては、必要に応じて各土木ブロック会を開催し、意見聴取を行う。

(2) 工事設計書の作成時点

- ・各土木ブロック会は、リサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書についてチェックを行い、リサイクル原則化ルール of 徹底が不十分と判断した場合は、当該工事の積算担当課に対し、改善を指示することができる。

(3) 工事契約前

- ・工事担当課は、建設リサイクル法第12条に基づき、落札者から説明を受け、落札者の指示した分別解体等の方法について適切であることを確認する。

(4) 工事完了時点

- ・対象機関は、請負業者から提出される再生資源利用〔促進〕実施書をチェックし、そのデータを入力システムに入力する。

4) リサイクル実施状況の取りまとめ

入力システムに入力されたデータは、土木部技術管理課が半期毎にで取りまとめることとする。

4. その他

- ・3. 実施事項 2) リサイクル計画書等の取りまとめにより作成されるリサイクル計画書等の様式については、別添を使用する。
- ・工事内容を変更する際には、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・調整等を改めて実施する。